

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

路線名	区間	前後更	敷地の幅員	延長
		変更前	(メートル)	(メートル)
一八一号	米子市昭和町六五—七地先から同市糀町一丁目一九九—二地先まで	一〇〇・九五	一五〇・〇五	四七〇
		変更後		
		四七〇		

鳥取県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次とおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和五十八年四月六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年四月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

路線名	区間	供用開始の期日
一八一号	糀町一丁目一九九—七地先まで	昭和五十八年四月七日

昭和五十八年四月六日

鳥取県告示第三百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和五十八年四月六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、昭和五十八年四月一日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年四月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地		
				押本匡平後援会	村信 嶽
川田良雄後援会	敷 巍	西尾 昭彦	東伯郡東伯町八橋一四八八	佐野利行後援会	前田 俊
庄司建吉後援会	南岡 繁夫	庄司 昭満	倉吉市東岩倉町二三八〇一二	竹内直光をはげます会	太田 泰彦
杉原義人後援会	山本 整	山本 康雄	境港市明治町七一一	鳥取市上原二二一	

西村甚太郎後援会	岸本 善治	野島鶴男後援会	南城 一郎	野島 鶴夫	山根 由穂	徳安美藏東部後援会	米子市夜見町二七六五
堀江正夫後援会	影山 仁	濱田哲郎後援会	廣吉 卓蔵	坂田 吉夫	絹川 浩	西村清則後援会	八頭郡郡家町稻荷六一
鳥取支部	中島 淳	丸山薰後援会	山本 勝美	定久 健	鳥取市元町一四三	野島 鶴夫	八頭郡郡家町稻荷六一
		水谷正勝後援会	水谷 政一	杉山 鶴雄	日野郡溝口町溝口六四一	豊田 憲夫	
		山本時男後援会	池沢 源藏	田中 正人	鳥取市元町一四三	岩美郡国府町玉鉢	
						倉吉市みどり町三一七四一一四	
						氣高郡青谷町三九五四	
							鳥取市末広温泉町一六〇